

市第78号議案

横浜市教育文化センター条例の一部改正

横浜市教育文化センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年12月 5 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市教育文化センター条例の一部を改正する条例

第 1 条 横浜市教育文化センター条例（昭和49年 6 月横浜市条例第 40号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表中

「

横浜市教育センター、横浜市視聴覚センター及び横浜市教育文化ホール（以下「ホール」という。）	横浜市中区
---	-------

」

を

「

横浜市教育センター	横浜市西区及び中区
横浜市視聴覚センター	横浜市中区

」

に改める。

第 5 条中「ホール及び」を削る。

第 6 条から第12条までを次のように改める。

第 6 条から第12条まで 削除

第14条第 2 項中「別表第 2」を「別表」に改める。

別表第1を削り、別表第2を別表とする。

第2条 横浜市教育文化センター条例の一部を次のように改正する

。

第2条中第3号を削り、第4号を第3号とし、同条第5号中「前各号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とする。

第3条の表横浜市視聴覚センターの項を削る。

第5条の2第1項第2号中「第4号」を「第3号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年1月25日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年4月1日から施行する。

(横浜市現市庁舎街区等活用事業審査委員会条例の一部改正)

- 2 横浜市現市庁舎街区等活用事業審査委員会条例（平成28年9月横浜市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第1条中「横浜市教育文化センターが所在する」を「横浜市教育文化センターが所在した横浜市中区万代町1丁目1番の1等の」に改める。

提 案 理 由

横浜市教育文化ホール及び横浜市視聴覚センターを廃止する等のため、横浜市教育文化センター条例の一部を改正したいので提案する。

(2) その他ホールの管理上支障があるとき。

(使用料の額及び納付方法)

第7条 ホールの使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第1に定める額の範囲内で教育委員会規則で定める額の使用料を納付しなければならない。

2 使用料の納付方法は、教育委員会規則で定める。

(使用料の減免)

第8条 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不返還)

第9条 既納の使用料は、返還しない。ただし、教育委員会は、特にやむを得ない事由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(入場料)

第10条 横浜市がホールで開催する発表会等のうち特に必要があると認めるものについては、1人1回500円の範囲内で教育委員会規則で定める額の入場料を徴収する。

2 第7条第2項及び前2条の規定は、入場料について準用する。

(使用の許可の取消し等)

第11条 教育委員会は、使用者が次のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消し、条件を変更し、使用を停止し、その他違反を是正するための必要な措置をとることを命ずることができる。

(i) この条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則の規定

又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。

(2) 第6条第1項の許可に付した条件に違反したとき。

(3) 第6条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(ホールの入館の制限)

第12条 教育委員会は、ホールの入館者が次のいずれかに該当する場合は、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(1) 他入館者に迷惑をかけ、又は迷惑をかけるおそれがあるとき。

(2) その他ホールの管理上支障があるとき。

(利用料金)

第14条 (第1項省略)

2 利用料金は、別表別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者が教育委員会の承認を得て定めるものとする。

(第3項省略)

別表第1 (第7条第1項)

種 別		単 位	使用者が入場料を徴収しない場合	使用者が入場料を徴収する場合
全 館		1日につき	36,000円	72,000円
附 帯 設 備	舞台設備及び器具	1回につき	1式・1台・1双につき	2,000円
	音響設備及び器具		1式・1台・1チャンネルにつき	2,500円
	照明設備及び器具		1式・1台・1組につき	5,000円
	映写設備及び器具		1式・1台につき	3,000円
	その他の設備及び器具		1式・1台につき	3,000円

別表
別表第2 (第14条第2項)

(表省略)

第2条関係

(事業)

第2条 教育文化センターは、次の事業を行う。

(第1号及び第2号省略)

(3) 視聴覚資料の収集及び提供に関すること。

(3)
(4) (本文省略)

(4)
(5) その他前3号に準ずる事業
前各号

(施設及び位置)

第3条 教育文化センターに次の施設を設け、その位置は、次のとおりとする。

施設	位置
(省	略)
横浜市視聴覚センター	横浜市中区
(省	略)

(指定管理者の指定等)

第5条の2 次に掲げるコーナーの管理に関する業務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)

(第1号省略)

(2) 第2条第1号(相談に関することを除く。)、第2号及び第3号第4号に規定する事業並びにこれらに準ずる事業の実施に関

すること。

(第3号、第4号及び第2項から第5項まで省略)

横浜市現市庁舎街区等活用事業審査委員会条例 (抜粋)

(上段 改正案
下段 現行)

(設置)

第1条 横浜市市庁舎、横浜市市庁舎が所在する街区内の土地及び
横浜市教育文化センターが所在した横浜市中区万代町1丁目1番
横浜市教育文化センターが所在する
の1等の土地を事業提案型の公募により有効に活用し、横浜市市
庁舎の移転を契機とした関内・関外地区の活性化を推進する事業
(以下「現市庁舎街区等活用事業」という。)の適正な実施を図
るため、市長の附属機関として、横浜市現市庁舎街区等活用事業
審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。